

市川市
みどりの基本計画
第3次アクションプラン

平成28年11月

市川市

目 次

市川市みどりの基本計画第3次アクションプランの基本的な考え方

1. アクションプラン策定の趣旨	1
2. アクションプランの位置付け	1
3. これまでの経緯	2
4. 第3次アクションプランの考え方	2
5. リーディングプランの推進	2
6. 今後の展開	3
7. 市川市みどりの基本計画における施策の体系	5

リーディングプランの事業

リーディングプランの事業	6
①国分川調節池上部活用事業	7
②ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係）	9
③ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係）	11
④小塚山公園整備拡充事業	13
⑤国府台緑地整備事業	15
⑥花と緑の活動への支援	17

アクションプランの施策

アクションプランの施策	20
(1)生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	
1) 樹林地を守り活用する	21
2) 巨木、クロマツを保存する	25
3) 水循環を保全・形成する	26
4) 農地を守り活用する	28
(2)魅力ある都市公園を創出します	
1) 緑の基盤となる都市公園を増やす	29
2) 都市公園の魅力を高める	30
(3)公共施設の緑を増やします	
1) 公共公益施設の緑を増やす	33
2) 緑の学校づくりを推進する	36
(4)民有地の緑を増やします	
1) 緑あふれるまちづくりの推進	37
(5)水と緑のネットワークを形成します	
1) 機能別のネットワークを形成する	40
(6)緑のパートナーシップを推進します	
1) 緑と花に対する関心を高める	43
2) 緑と花の組織（人）をつくる	44
3) 緑と花の活動への支援	46

市川市みどりの基本計画

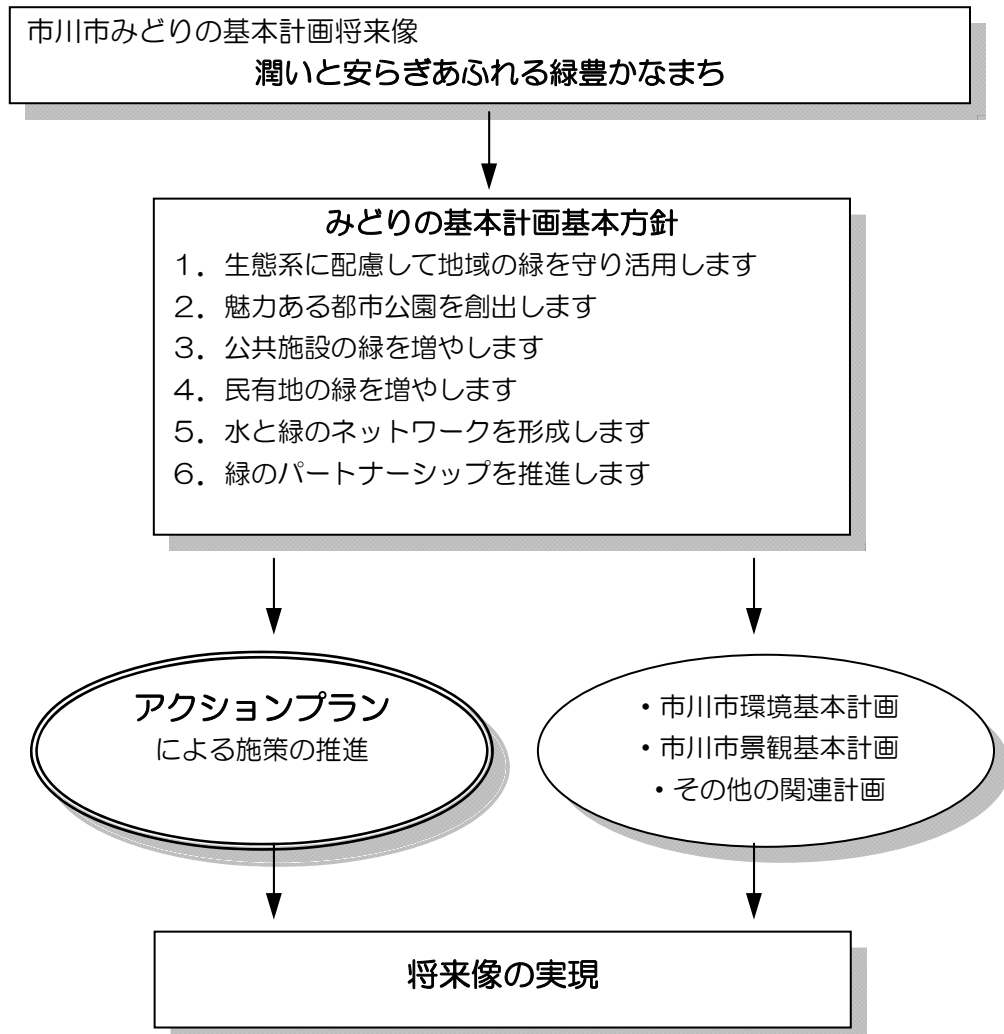
第3次アクションプランの基本的な考え方

1. 策定の趣旨

このアクションプランは、市川市みどりの基本計画に定める将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」の実現に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するために策定するものです。

2. 位置付け

市川市総合計画、市川市都市計画マスタープランを受けて策定された市川市みどりの基本計画を具現化していくためのプランであり、みどりの基本計画の基本方針に基づき将来像を実現していく道すじを示します。



3. これまでの経緯

平成16年3月に策定された「市川市みどりの基本計画」では、将来像である「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を実現するため、62の施策によって緑の保全及び緑化の推進を進めることとしています。

この基本計画の実施計画である第1次アクションプランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年を推進期間として、10の施策（事業）について実施計画を策定し進めてきました。平成22年度に第1次アクションプランの評価を行い、評価A（達成）が4事業、評価B（概ね達成）が4事業、評価C（未達成）が2事業という結果となりました。

平成23年度には、平成27年度までの5カ年を推進期間として、第2次アクションプランを策定し、7の事業をリーディングプランに定め、推進していくこととしました。平成28年度に第2次アクションプランの評価を行い、評価A（達成）が4事業、評価B（概ね達成）が1事業、評価C（未達成）が2事業という結果となりました。

（第1次及び第2次アクションプランの評価については、ホームページで掲載しています。）

4. 第3次アクションプランの考え方

第3次アクションプランでは、引き続き基本計画を推進するため、基本計画の全ての62の施策に関連する事業について具体的に効果や事業目標等をアクションプランとして策定し、多岐にわたる施策を総合的に推進していきます。

第3次アクションプランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とします。

5. リーディングプランの推進

多岐にわたる施策の中から、平成28年度から平成32年度にかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取り組んでいく以下の事業をリーディングプランとして抽出しました。

平成32年度に向け、このリーディングプランを強く推進していくこととします。

リーディングプラン

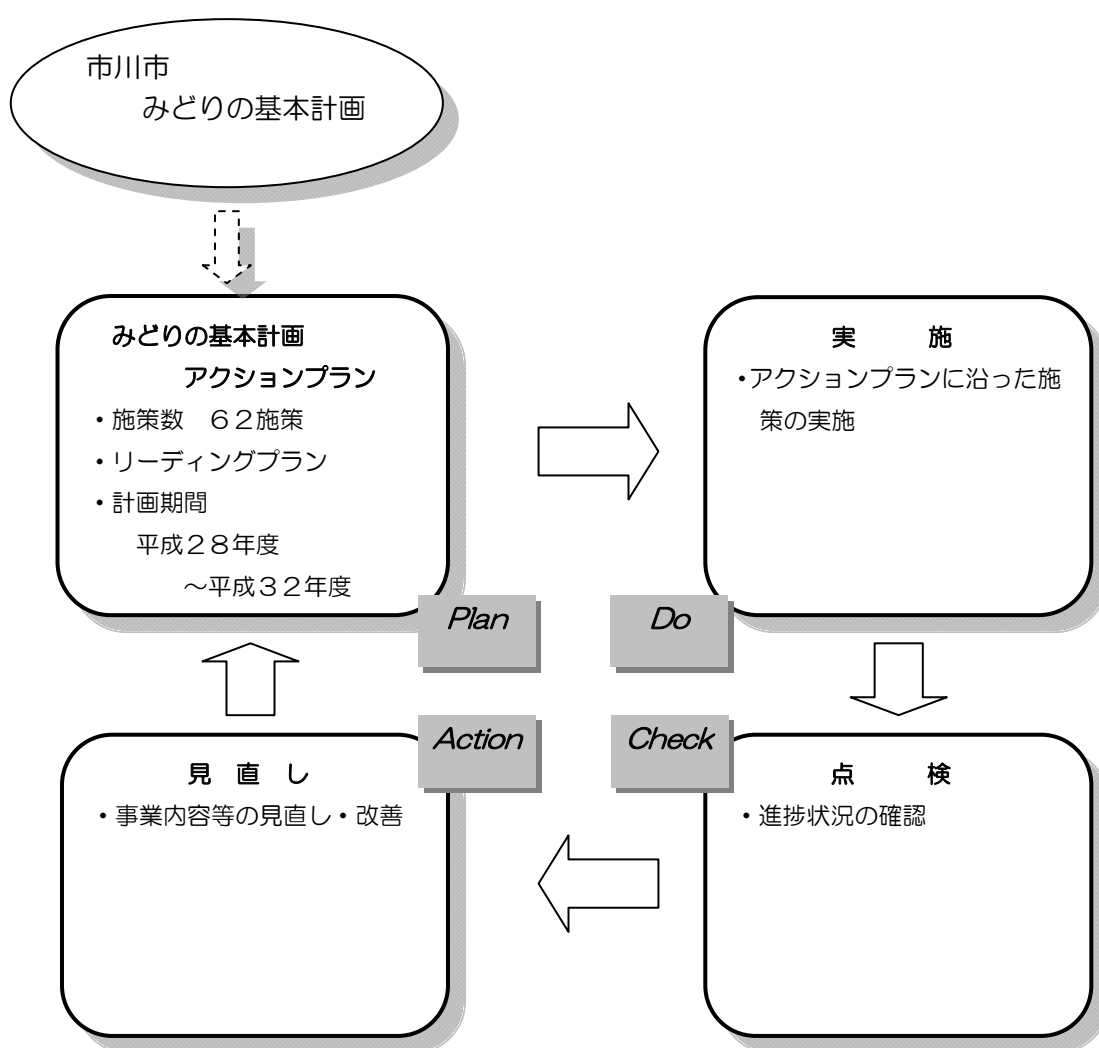
- ①国分川調節池上部活用事業 ②ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係）
- ③ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係）④小塚山公園整備拡充事業
- ⑤国府台緑地整備事業⑥花と緑の活動への支援

※ ①②③については、市川市総合計画 第二次基本計画 第二次実施計画に位置づけられている事業であり、市として重点的、優先的に実施していくものです。

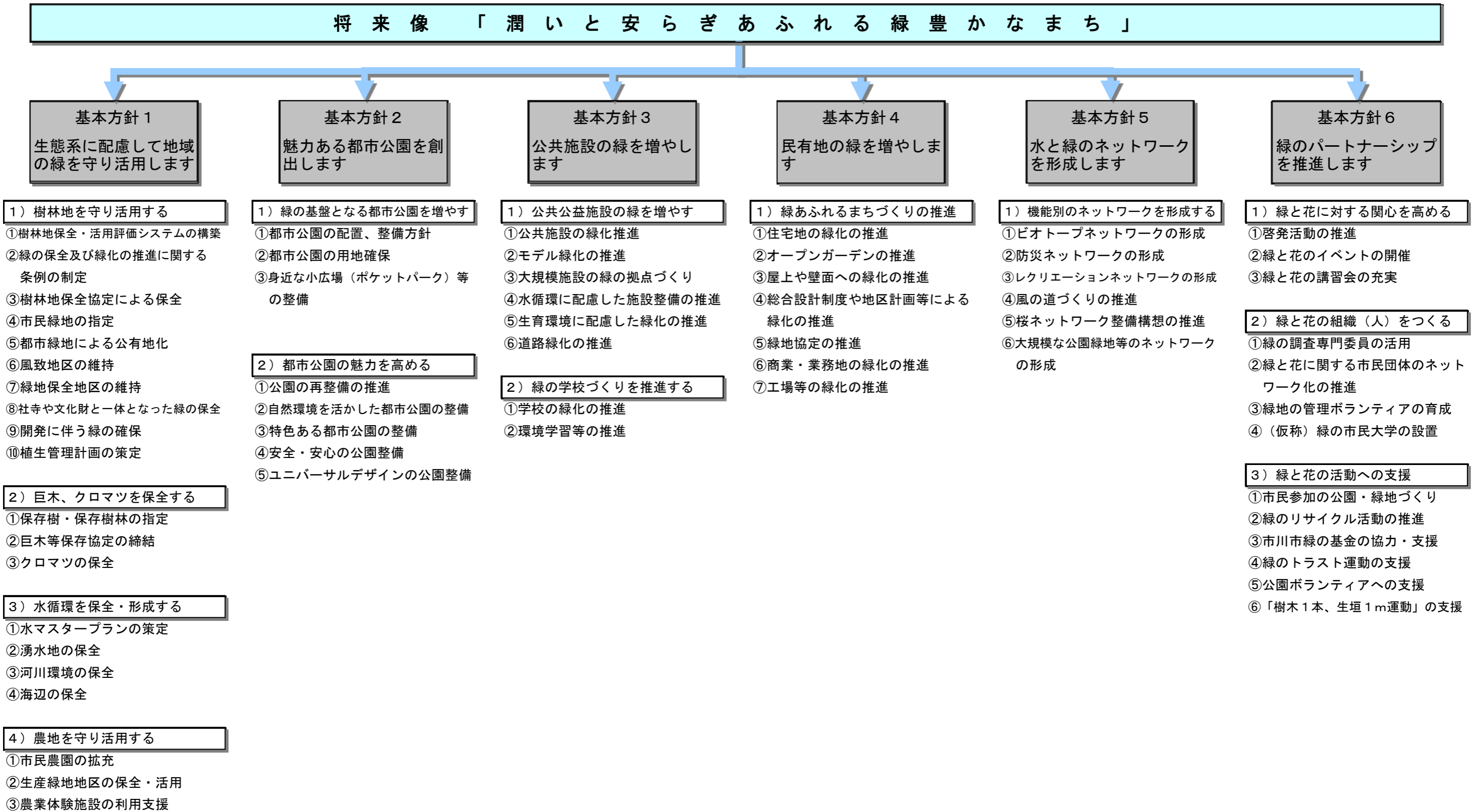
6. 今後の展開

アクションプランの実施には、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、施策の見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく施策評価を行います。

アクションプランの事業進捗状況の把握については、毎年調査票による調査を行い、必要に応じて見直しを行いながら、みどりの基本計画の推進に努めていきます。特にリーディングプランについては、最終年度には、本プランを実行したことによる効果の総合的な点検と評価を行い、その結果については、外部委員（市川市緑の調査専門委員）に報告するとともに意見、提言をいただきます。



市川市みどりの基本計画における施策の体系



リーディングプランの事業

多岐にわたる施策の中から、平成28年度から平成32年度にかけて実施を予定している事業に注目し、特に将来像を実現するために重点的・優先的に取り組んでいく以下の事業をリーディングプランとして抽出しました。

- ①国分川調節池上部活用事業
- ②ガーデニング・シティ いちかわ（ソフト関係）
- ③ガーデニング・シティ いちかわ（ハード関係）
- ④小塚山公園整備拡充事業
- ⑤国府台緑地整備事業
- ⑥花と緑の活動への支援

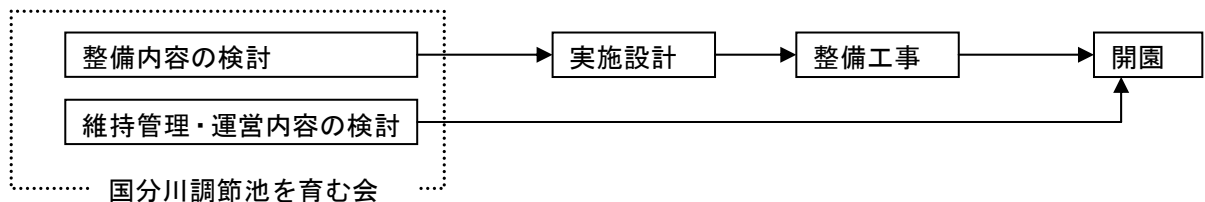
①国分川調節池上部活用事業

1. 概要

千葉県が整備した国分川調節池の平常時の上部を有効活用し、市民利用に供するため、散策・休息する広場や自然と触れ合う場等を都市公園として整備します。

公園整備や運営管理については、公募による市民のワークショップである「国分川調節池を育む会」で検討を行い、市民と市が協働で運営等を行う公園を目指します。

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

- ① 国分川調節池を育む会の運営（整備内容、運営管理内容の検討）
- ② 広場整備等実施設計
- ③ 広場整備等工事

スケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 国分川調節池を育む会の運営		▶	-----▶	-----▶	-----▶
② 広場整備等実施設計	下池自然				
③ 広場整備等工事	下池散策	下池自然			
④ 管理・運営業務					▶
⑤ 管理事務所		道の駅に設置			

4. 推進に関連する施策への効果

1-3-3 河川環境の保全

人と人、人と自然のふれあいを育み、国分川調節池に愛着を持ってもらう。

2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

自然とのふれあいの場を整備することにより、自然観察や自然散策、環境学習などの場として活用されると共に、精神的リフレッシュの場をして活用される。

2-2-3 特色ある都市公園の整備

市民意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。

3-1-3 大規模施設の緑の拠点づくり

緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる。

5-1-4 風の道づくりの推進

夏場に東京湾からの海風が、真間川から国分川を経て調節池にかけての風の通り道を形成し、国分川調節池緑地の緑豊かな環境との相乗効果により、ヒートアイランド現象を緩和する。

6-3-1 市民参加の公園づくり

市民意見を反映した公園が整備され、愛着ある公園として親しまれる。

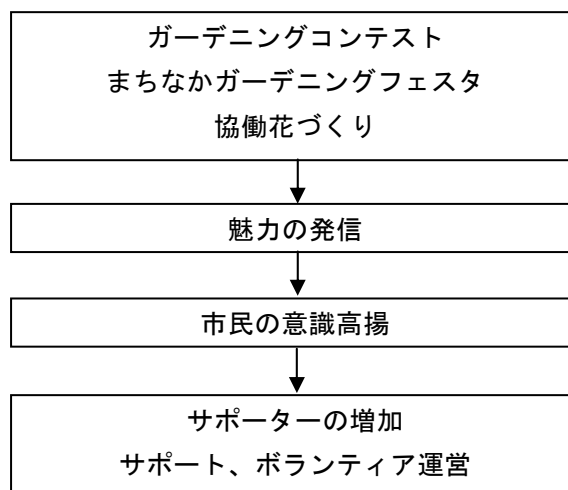
②ガーデニング・シティいちかわ（ソフト関係）

1. 概要

街を花や緑で満たすことにより、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街を実現するため、市民や事業者が気軽に身近に行える「ガーデニング」について、活動成果の発表の場となる「ガーデニングコンテスト」及び「まちなかガーデニングフェスタ」（オープンガーデン）を開催し、ガーデニングに取り組む市民の増大を図ります。

また、市民や事業者を対象に募集した「ガーデニング・シティいちかわ サポーター」との協働や地域交流の活性化なども図ります。

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①ガーデニングコンテスト、まちなかガーデニングフェスタの開催
- ②まちなかガーデニングフェスタ
- ③協働花づくり
- ④サポーター、ボランティア運営

スケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	備考
①ガーデニングコンテストの開催		→	→		
②まちなかガーデニングフェスタの開催	→		→		
③協働花づくりの開催	→	→	→		
④サポーター、ボランティア運営					→

4. 推進に関連する施策への効果

4-1-2 オープンガーデンの推進

日頃の活動成果を発表する場と地域交流の機会を創出します。また、市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

6-1-1 啓発活動の推進

市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

6-1-2 緑と花のイベントの開催

市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がります。

6-2-2 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

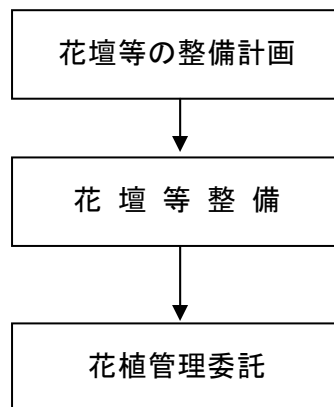
共有された情報を基に、各サポーターが積極的にガーデニングを行い、美しい景観作りに繋がります。

③ガーデニング・シティいちかわ（ハード関係）

1. 概要

街を花や緑で満たすことにより、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街づくりを目指す「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するため、道路等に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行います。

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①花壇等の整備計画
- ②花壇等整備（平成28年度～平成32年度）
 - 都市計画道3.4.18号、市道0101号（平成28年度）
 - ※平成29年度以降は、適地を順次整備予定
- ③各花壇等の花植管理委託（平成28年度～平成32年度）

スケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①花壇等の整備計画					▶
②花壇整備					▶
③花植管理委託					▶

4. 推進に関連する施策への効果

3-1-6 道路緑化の推進

花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進されます。

4-1-6 商業・業務地の緑化の推進

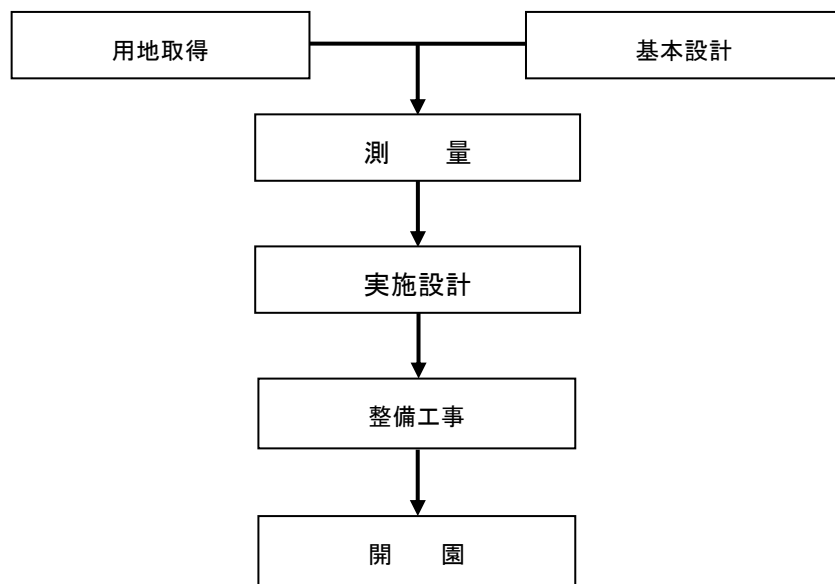
花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進されます。

④小塚山公園整備拡充事業

1. 概要

本市の北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、小塚山公園と堀之内貝塚公園の連携強化を図るとともに、都市における自然の減少、市民の緑に対する関心の高まりに対応し、環境活動やレクリエーション等が可能な市川原風景を有する特色のある地区公園として拡充整備します。

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①用地取得（平成28年度～平成31年度）
- ②基本設計（平成28年度）
- ③測量（平成29年度）
- ④実施設計その1（平成30年度）
- ⑤整備工事その1（平成31年度）
- ⑥実施設計その2（平成32年度）

スケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①用地取得				→	
②基本設計	→				
③測量		→			
④実施設計その1			→		
⑤整備工事その1				→	
⑥実施設計その2					→

4. 推進に関連する施策への効果

2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、人も動物も移動（往来）可能となります。

2-2-3 特色ある都市公園の整備

ワークショップを開催し市民意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。

5-1-1 ビオトープネットワークのネットワークの形成

外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、人も動物も移動（往来）可能となります。

5-1-6 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

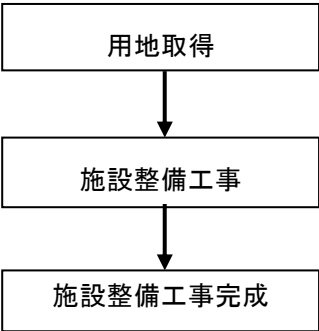
北西部における水と緑のネットワーク化により、人と緑のかかわりを大切にし、潤いと安らぎあふれる緑豊かな街づくりにつながります。

⑤国府台緑地整備事業

1. 概要

本市の北西部における水と緑のネットワークの中心となる「緑の拠点」づくりの一環として、自然的景観に優れた国府台緑地を保全・活用することにより、江戸川から堀之内貝塚公園にいたる緑の資源の連続性を確保すると共に、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図ることで、人と緑のかかわりを大切にし潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちづくりに資することを目的としています。

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

- ①用地取得（平成29年度）
- ②施設整備工事（平成30年度）
- ③施設整備工事完成（平成31年度）

スケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①用地取得		→			
②施設整備工事			→		
③施設整備工事完成				→	

4. 推進に関連する施策への効果

2-2-2 自然環境を活かした都市公園の整備

既存の樹林地を保全・活用することにより、多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、地域レベルでの市民の環境活動や学習などの拠点となります。

2-2-3 特色ある都市公園の整備

地域の人々にも親しまれる、明るく、人が集う、生き物が豊かな里山としての再生が図られます。

5-1-6 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

北西部における水と緑のネットワーク化により、人と緑のかかわりを大切にし、潤いと安らぎあふれる緑豊かな街づくりにつながります。

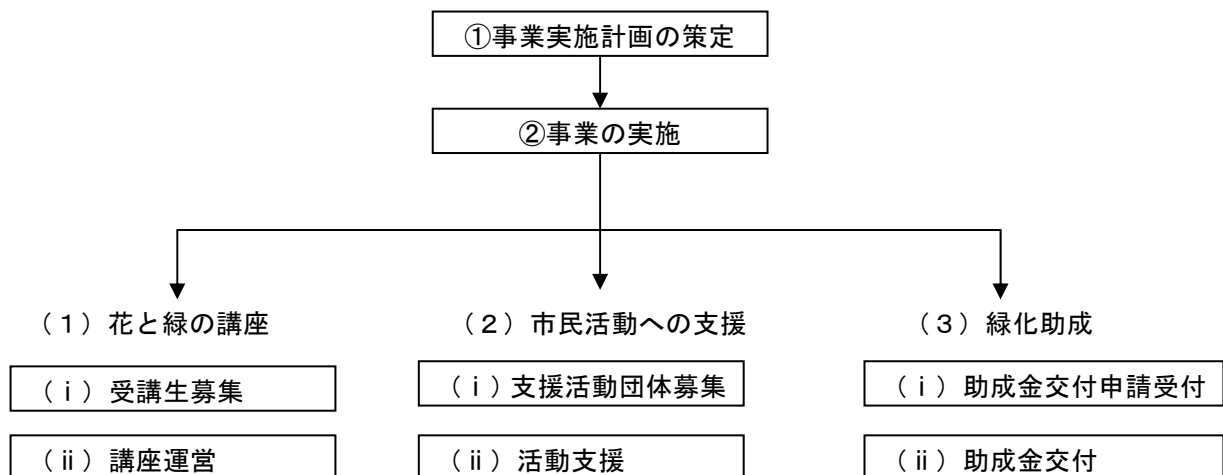
⑥花と緑の活動への支援

1. 概要

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団（旧 市川市緑の基金）が実施する緑化や緑地保全等の知識の普及と啓発や花と緑に関する市民活動への支援を推進することにより、市民との協働による花や緑に溢れた魅力的な地域の景観の創造と維持を目指します。

- (1) 花と緑の講座の開催
- (2) 市民活動への支援
- (3) 緑化助成

2. フロー



3. 具体的な取組及びスケジュール

①事業実施計画の策定

②実施

(1) 花と緑の講座

(i) 受講生の募集・決定

(ii) 講座運営

(2) 市民活動への支援

(i) 支援活動団体募集

(ii) 活動支援

(3) 緑化助成

(i) 助成金交付申請受付

(ii) 助成金交付

スケジュール

	平成27年度	平成28年度			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
①事業実施計画の作成	●→				
②事業の実施					
(1) 花と緑の市民講座募集・決定	●→				
花と緑の講座運営		●→			→
(2) 支援活動団体の募集・支援		●→			→
(3) 緑化助成金交付	●→				→

※平成29年度以降は、平成28年度と同じサイクルで行います。

4. 推進に関連する施策への効果

4-1-6 商業・業務地の緑化の推進

緑化助成は緑を増やすことにつながり、講座は緑に対する意識の向上につながる。どちらも緑の少ない市街地では緑の確保に効果的である。

6-3-3 市川市花と緑のまちづくり財団の協力・支援

緑溢れる街づくりのため、緑化推進を行い、また、市民に対して緑と花に関する啓発やアドバイスをすることで、緑と花に関心を持って自発的に緑化活動に取り組む市民の育成を図る。

第3次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の6つの基本方針に基づく62の基本施策
についての実施計画を掲載します。

市川市みどりの基本計画 第3次アクションプラン

市川市みどりの基本計画の6つの基本方針に基づく62の基本施策を推進していく事業について、アクションプランを下記のとおり定めます。なお、リーディングプランに定められている事業については、**リーディング**のマークが表示されています。

基本方針1

生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

1) 樹林地を守り活用する

①樹林地保全・活用評価システムの構築

- ・ 私有樹林地について、植物の生育状況、活用のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、周囲の土地利用及び市民の関わり度合い等を評価項目とし、自然環境保全再生指針と連携を図り、「樹林地保全・活用評価システム」を構築します。
- ・ このシステムによる評価を行い、私有樹林地を保全・活用していくための方策に活用します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
樹林地評価制度 樹林地の保全と活用を図るため、樹林地の買取りや寄附等の申出に対し、公平・公正・客観的な観点から受領可否等を決定する制度。	所有者が市に対して遺産相続等による山林の買取り・寄附の申出を行う際に、市の樹林地台帳に基づいた当該山林等の適正な現況把握に基づいた受納判断を行うことができ、市の緑地保全に大きく貢献するもの。	緑地の寄附申出を受納し、緑地保全施策を推進した。 【実績】 平成22年度：寄附1件 平成24年度：寄附1件	引き続き、山林所有者からの買取りや寄附の申出に対して随時対応していく。

②緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定

- ・ 緑の保全・活用に関する手法等について、必要な事項を定める条例を制定します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
(仮称)市川市みどりの条例の制定 緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を定める条例を制定し、良好な生活環境の確保を図る。	市の考えを条例で明確にすることにより、緑の保全や緑化の推進について市民に周知される。	相続による緑地の減少に関して、条例で対応策を講じることが難しいことから、条例の制定には至っていない。	緑の保全・活用方法を検討し、条例の位置付けを再整理する。

③樹林地保全協定による保全

- ・市と山林所有者の間で締結されている樹林地保全に関する協定については、今後も継続します。また、市街地内の屋敷林等について新たな指定の拡大を進めます。
- ・近隣市や山林所有者等と連携して、都市近郊の樹林地が保全されるよう国や県に要望します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
緑地保全に関する協定 ・市内樹林地の保全のため、未協定樹林地との協定締結を推進する。 ・樹林地の保全を推進するため、国や県に対して、緑地保全に関する新たな施策への取り組みや相続税の特例措置等の要望を行う。	市内樹林地等の保全により、景観特性の維持や生態系の保全等が期待できる。	協定山林面積 38.2ha 協定者数 164名	協定山林面積 40ha 協定者数 180名

④市民緑地の指定

- ・市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地は、地権者の協力のもとに市民緑地として開放・活用します。
- ・市民緑地等による樹林地の開放に際しては誰もが安心して利用できるよう、市民が主体になって、安全性を十分に考慮した整備や維持・管理を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
市民緑地の指定 都市緑地法に基づく市民緑地として、土地所有者と契約し、公開していくこととしている。	・民間施設緑地が増加し、みどりの基本計画の目標である市域の緑地面積や市全域面積に対する緑地の割合が増加する。 ・地域の人々が利用出来る緑地が増加する。	市民緑地として契約している緑地はない。	市民緑地の適地となる場所を探す。

⑤都市緑地による公有地化

- ・民有樹林地としての保全が困難と判断されその樹林地が重要であると認められる場合には都市緑地等による公有地化を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
都市緑地等の公有地化 都市計画緑地における未買収地の取得を進めるとともに、その他良好な民有樹林地については、買取又は寄付により公有地化を進める。	宅地造成等の開発から樹林地を保全し、地球温暖化対策の推進、生態系の保全、自然観察や環境学習の拠点確保が図られる。	・都市計画緑地 16箇所、約14ha ・上記以外の緑地 15箇所、約9ha ・寄附を受けた緑地 28箇所、約4ha	・都市計画緑地 17箇所、約15ha ・上記以外の緑地 15箇所、約9ha ・寄附を受けた緑地 28箇所、約4ha

⑥風致地区の維持

- ・風致地区として指定されている5地区は、引き続き地区指定を維持し、緑化指導を充実することによって緑が多い周囲の景観と調和する街並みを維持します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
風致地区内の緑化指導 風致地区条例によって地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、各種の開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあふれた秩序ある街並みを維持するものである。	緑が多い周囲の景観と調和する街並みが維持される。	風致地区 5地区 769ha 【内訳】 国府台風致地区 596ha 大町風致地区 52ha 八幡風致地区 54ha 梨風苑風致地区 7ha 法華経寺風致地区 60ha	左記地区を維持し、適切に緑化指導を行う。

⑦（特別）緑地保全地区の維持

- ・行徳近郊緑地特別保全地区（83ha）、緑地保全地区3箇所（約2ha）は今後も指定を維持します。
- ・良好な自然環境を有する等の緑地保全地区に相当する樹林地は、土地所有者の同意を得て、緑地保全地区の新たな指定に努めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
特別緑地保全地区の維持 特別緑地保全地区（都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度）を活用し、良好な緑地を維持する。	特別緑地保全地区は、都市緑地法によって厳しい行為制限がかけられていることから、現状の緑地の保全が将来にわたって図られるものとなっている。	近郊緑地特別保全地区 ・行徳近郊緑地特別保全地区 83ha 特別緑地保全地区 3地区（2ha） ・平田特別緑地保全地区 0.7ha ・宮久保特別緑地保全地区 0.6ha ・子の神特別緑地保全地区 0.7ha	左記の地区を維持していく。

⑧社寺や文化財と一体となった緑の保全

- ・身近な社寺、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
北東部水と緑の回廊計画事業 主に社寺林を巡る北東部水と緑の回廊ルートにおいて、巨樹・古木と併せて、歴史、文化が学べるようPRしていく。	北東部水と緑の回廊ルートを散策することにより、市内に残されている社寺林への理解が深まる。	平成25年度からイベント等で約2300部を配布し、PRを行った。	引き続き、北東部水と緑の回廊マップを配布し、普及啓発に努める。
特別緑地保全地区の維持 特別緑地保全地区（都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度）により、市内では社寺林を含む緑地を3箇所を指定している。 また、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に基づき、社寺林の所有者に補助金を交付し、管理にかかる費用を補助している。	特別緑地保全地区は、都市緑地法によって厳しい行為制限がかけられていることから、現状の緑地の保全が将来にわたって図られるものとなっている。	・社寺林を含めて指定している特別緑地保全地区 3地区（2ha） 【内訳】 平田特別緑地保全地区 0.7ha 宮久保特別緑地保全地区 0.6ha 子の神特別緑地保全地区 0.7ha	左記指定を維持する。

⑨開発に伴う緑の確保

- ・樹林地における宅地造成等の開発に対し自然環境への影響に配慮していくため、自然度が高い部分の保全、もしくは代替環境の創出を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
宅地開発条例に伴う緑化指導 宅地開発条例により、共同住宅の開発の場合、開発面積の10～20%の既存樹木の保全又は新たな植栽による緑地が確保される。 また、3000平方メートル以上の開発の場合、開発区域の3%又は計画人口1人当たり1平方メートルの都市公園が創出される。	緑地の保全と緑化の推進により、緑豊かな市街地環境が維持・形成される。	宅地開発による緑地確保 68.46ha（累計緑化面積） 881,574本（累計緑化本数） 宅地開発による公園整備 205件（累計件数） 9.94ha（累計面積）	宅地開発条例に基づく緑化を推進している。

⑩植生管理計画の策定

- ・保全・活用の対象となった樹林地では、その特性及び活用内容に適合した植生管理を進めていくために「この樹林地はこのような林に」という管理の方針を示した「（仮称）植生管理計画」を市民とともに策定し、継続的な維持・管理の支援を行います。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
植生管理計画の策定 市内の主な公園・緑地の植生を調査し、市の植生について管理計画をまとめていく。	市の公園・緑地の植生に関して、共通の管理方針が整理され、管理者をはじめ管理をしている市民ボランティアにも管理について共通認識を持つことができる。	未策定	主要な公園・緑地についての植生管理が図られるよう、計画の検討を行う。

2) 巨木、クロマツを保全する

①保存樹・保存樹林の指定

- ・公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林については、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
保存樹・保存樹林の指定 民有地の樹木及び樹林地の中で、健全でその樹容が美観上特に優れているものについては、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林を指定する。	指定することにより所有者は保存義務に努めることとなり、樹木・樹林の保全が図られ、良好な都市環境の保全及び緑豊かな街並み景観の向上につながる。	・保存樹：10本 （クスノキ8本、ヒマラヤスギ1本、タブノキ1本、真間山緑地隣接地） ・保存樹林：4箇所 （約1.81ha） 【内訳】 梨風東緑地 0.67ha 曾谷緑地等 0.24ha 大野第2緑地隣接地 0.30ha 大町公園隣接地 0.59ha	現状を維持する。

②巨木等保存協定の締結

- ・緑の少ない市街地等では、民有地や屋敷林に生育する巨木、クロマツを対象に、市の樹木の保存等に関する協定の締結を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
巨木等保存協定の締結 貴重な巨木や市の木であるクロマツの保存・育成のため、所有者からの申請に基づき協定を締結し保存する。 対象 ・クロマツ 胸高幹周り、150cm以上 ・クロマツ以外 胸高幹周り、300cm以上	市内各所で協定締結後の樹名板を目にすることにより、緑に対する市民意識の高揚が図られる。	【クロマツ】 協定締結本数 170本 【クロマツ以外】 協定締結本数 40本	市内に残された巨樹・巨木及びクロマツの中で協定締結本数の割合を増加させる。

③クロマツの保全

- ・クロマツの所有者に対して、保全に向けた条件等の調査により、保全対策を進めます。
- ・クロマツの病虫害については、薬剤散布等による支援を維持します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
クロマツの保全 市街地に生育しているマツ（幹周り60cm以上で登録されているもの）約3,000本を害虫から守るため、年1回薬剤処理を実施している。	薬剤処理により、クロマツをマツ枯れから守り、クロマツのある景観を保全する。	平成24年度より、樹幹注入剤によるマツ枯れの防除を導入しており、従来の薬剤散布による防除から樹幹注入による防除に順次切り替えている。平成27年度時点で、約3,000本のマツに薬剤処理を実施。	・マツ枯れの防止によりクロマツのある景観を維持する。 ・マツの成長により、対象となる幹周り60cm以上のマツの増加を見込む。

3) 水循環を保全・形成する

①水マスタープランの策定

- ・良好な水循環の再生に関わる新たな施策を総合的かつ体系的に推進することを目的とした「水マスタープラン」を策定します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
市川市下水道中期ビジョン策定事業 平成 26 年度から 37 年度までの下水道関連施策の基本理念・目標等を定めた「市川市下水道中期ビジョン」を平成 25 年度に策定した。本ビジョンでは「汚水処理」「浸水対策」「水循環」等の水に関する施策に関する事業内容と目標とを設定している。	良好な水循環の再生にかかわる新たな施策を総合的かつ体系的に推進することが可能となった。	平成 25 年度に「市川市下水道中期ビジョン」を策定したため、事業目標達成	(事業目標達成済み)

②湧水池の保全

- ・市内に残る湧水地の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水地を含めて一体的に保全します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
湧水地調査 市内の生物多様性の推移を把握するための生物モニタリング調査を実施する。同調査により樹林地や水辺に生息する生物の情報を収集し、市内の水辺環境の変化を推測する。	市内の生物多様性の変化を捉えることにより、今後、必要とされる施策の方向性を検討する。 また、水辺の生物の生息情報によって、市内の水辺環境の推移を推測することができる。	平成 27 年度から、生物多様性のモニタリングとして、市の地図情報システムを活用した市民参加による生きもの調査並びに自然環境政策専門員による鳥類ルートセンサス調査を開始した。	左記の調査を継続的に実施してデータを蓄積することにより、市域全体の里山(市街地含む)、樹林地、水辺・草地の保全等の状況を総合的に把握する。
保存樹林の維持 民有地の樹林地の中で、健全でその樹容が美観上特に優れているものについては、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、指定された保存樹林を維持する。	水源涵養をはじめ、洪水被害の低減、景観向上、ヒートアイランドの抑制などが期待できる。	・保存樹林：4 箇所(約 1.81ha) 【内訳】 梨風東緑地 0.67ha 曾谷緑地等 0.24ha 大野第 2 緑地隣接地 0.30ha 大町公園隣接地 0.59ha	現状を維持する。

③河川環境の保全

- ・河川や調節池の水辺は、水域と陸域を結ぶエコトーンとして重要であり、瀬や淵等の多様な河川形状と水辺植物の保全・再生を行なうとともに、市民が水辺に親しめる場として活用します。
- ・水と緑のネットワークの軸や拠点としての機能を担うため、市民に親しめる水辺として保全・再生します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
国分川調節池上部活用事業 国分川調節池緑地の4つに分かれたゾーンのうち、子どもたちが自然の中で自由に活動し、ふるさとの生き物に触れ合える区域である「自然ふれあいゾーン」の整備を行う。	人と人、人と自然のふれあいを育み、国分川調節池に愛着を持ってもらう。	基本設計を完了済み。以下の予定で整備していく。 ・平成 28 年度：実施設計 ・平成 29 年度：公園整備 ・平成 30 年春：供用開始	平成 30 年春に国分川調節池緑地の全区域が供用開始となる。 （自然ふれあいゾーンは最後の平成 30 年春に開園）
都市基盤河川改修事業 一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間について、下流部は河道内への水生植物による自然環境の形成、上流部は土手のある田園河川の復元をテーマに多自然川づくりにより河道整備を進める。	治水機能の確保を前提に、多様な生物生息空間としての本来の河川の環境を取り戻し、また都市内の貴重な水辺のオープンスペースとしての景観軸とし、ふるさとのシンボル空間としての再生が図られる。	護岸拡幅用地は全て取得、橋梁全 8 橋のうち 7 橋の架け替え、そして護岸整備として全体延長 1,621m のうち 1,496m (92.3%) が完成しており、現在は、護岸整備に伴い架け替えが必要となる南山下橋を整備中である。	一級河川大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間についての河道整備が完了する。

リーディング

④海辺の保全

- ・臨海部は、環境学習の場となるような良好な自然環境を保全します。
- ・三番瀬の周辺は、市民が海辺に親しめ、クロマツの名所となるような拠点づくりによる里海を再生します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
市川塩浜第 1 期土地区画整理事業 塩浜地区において、海辺の自然と調和する、多様な機能を有する都市基盤整備を図る。	海辺の自然環境を活かした公園整備及び緑地整備が図れる。	・土地区画整理事業認可取得（「塩浜地区整備事業」事業認可取得に向けて、地権者組織との協働による調査設計業務委託を実施。 ・公共施設管理者等との協議中。	土地区画整理事業終了に伴い、事業区域内における施設建設に着手する。

4) 農地を守り活用する

①市民農園の拡充

- ・農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広く定着しつつあり、市民のニーズに対応して、市民農園の更なる普及を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
市民農園の拡充 遊休農地を借り受け、市民農園として整備・運営し、市民に利用してもらう。	遊休農地解消・市民のレクリエーション・市民の農業への理解促進・食育の推進等が図られる。	市民農園 8 箇所（区画数 898）	農園数・区画数に関しては現状の維持を図る。また農家自らが開設する。

②生産緑地地区の保全・活用

- ・農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有すると認められる農地については追加指定を進めます。
- ・将来的にも緑地としての保全が必要などところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
生産緑地地区の保全・活用 優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地を計画的に保全するため、生産緑地法及び本市運用方針に基づき指定する。	市街化区域内の良好な都市環境の形成が図られる。	生産緑地指定 324 地区 95.74ha	関係機関と連携を図りながら、追加指定する。

③農業体験施設の利用支援

- ・民間が設置する体験農園、市民農園及び観光農園等について市の出版物やホームページ等により、ピーアールします。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
農業体験施設の利用支援 民間が設置する体験農園・市民農園・観光農園等に関するPR活動を行う。	農業経営基盤の強化・市民の農業理解の促進・食育の推進等が図られる。	市民より問い合わせ等があった際に紹介を行っている。	随時、PR を実施していく。

基本方針 2

魅力ある都市公園を創出します

1) 緑の基盤となる都市公園を増やす

①都市公園の配置、整備

- ・身近にある街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園まで、市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置をします。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
都市公園の配置、整備 市川市都市公園条例の「公園の配置及び規模の基準」に基づき、適正な公園配置を踏まえながら公園整備を行う。	各地域の公園整備量が平均化し、多くの市民の身近に公園が整備されることで、公園利用の促進が図られる。	平成 24 年度に市川市都市公園条例を一部改正し、「公園の配置及び規模の基準」を条例に明記した。	条例に基づき、公園を整備していく。

②都市公園の用地確保

- ・買収による確保を行うほか、借地方式や関連施設との一体整備、既設公園の統合・再編、生産緑地の転換等により、都市公園の用地確保を推進します。
- ・工場の移転等による跡地は、都市公園の用地としての活用も検討します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
公園緑地用地取得事業 ・地価が高い市街地において、借地による公園用地の確保を積極的に進める。 ・道路事業等の公共事業により生じた残地や、公払法に基づく土地の買収希望申出を活用する。	身近な憩いの場、子どもの遊び場、住民のコミュニティ活動の拠点、災害発生時における防災活動拠点や延焼防止帯が確保される。	・都市公園数 402 箇所 ・全体面積 161.36ha ・市民 1 人当りの公園面積 3.39 m ² /人	・都市公園数 425 箇所 ・全体面積 185.00ha ・市民 1 人当りの公園面積 3.75 m ² /人

③身近な小広場（ポケットパーク）等の整備

- ・地域のシンボル及び地区住民の憩い、語らいの場として、住宅密集地や商業地等の道路や川沿いに小広場（ポケットパーク）を整備します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
ポケットパークの整備 道路事業、河川事業等の公共事業により生じた残地を活用し、ポケットパーク等を整備する。	地域のシンボル性及び景観を高め、地域住民の憩いと語らいの場が確保でき、暮らしやすい都市環境の形成につながる。	残地等が発生した際に、適宜ポケットパークとして整備している。	主要事業の用地買収が完了しているが、新たな事業での用地取得で残地が発生した場合は、ポケットパーク等に活用していく。

2) 都市公園の魅力高める

①公園の再整備の推進

- ・子どもの多い地域では遊具を充実したり、高齢者の多い地域ではベンチ・花壇・芝生等の憩いの場を充実する等、公園利用の多様化、高齢社会の到来、地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
公園遊具改修 毎年、本庁管内と行徳管内の遊器具の現状を確認するための遊器具等点検業務委託を実施し、その結果を基に、遊器具の撤去・新設を実施していく。	遊器具の点検業務を実施することにより、改修すべき遊具を判断することができ、遊器具を的確に改修することにより、利用者である子供たちが安全・安心して遊ぶことが出来る。 また、高齢者の利用が多い公園においては、高齢者も利用できる健康器具を新しく設置することにより、健康増進及び世代間の交流も図る。	【平成 27 年度】 ・本庁管内遊器具点検業務委託 295公園 ・行徳管内遊器具点検業務委託 120公園 ・公園遊具等改修工事 7公園 ・健康遊具設置工事 2公園	【平成 32 年度まで】 ・公園遊具等改修工事 35公園 ・健康遊具設置工事 10公園

②自然環境を活かした都市公園の整備

- ・貴重な動植物がみられる樹林地等、自然環境を有する公園では動植物等の生息・生育環境の保全に配慮した整備を行います。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
国分川調節池上部活用事業 一級河川国分川と一級河川春木川に囲まれた国分川調節池（下池）の常時水が溜まっている範囲の一部を「自然ふれあいゾーン」として位置づけ、子供たちが自然の中で自由に活動し、ふるさとの生き物に触れ合えるように水辺に観察デッキや観察園路を設ける。	自然とのふれあいの場を整備することにより、自然観察や自然散策、環境学習などの場として活用されると共に、精神的リフレッシュの場として活用される。	基本設計を完了済み。以下の予定で整備していく。 ・平成 28 年度：実施設計 ・平成 29 年度：公園整備 ・平成 30 年春：供用開始	平成 30 年春に国分川調節池緑地の全区域が供用開始となる。 （自然ふれあいゾーンは最後の平成 30 年春に開園）
小塚山公園整備拡充事業 小塚山公園を拡充することで堀之内貝塚公園と連携強化を図る。	外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、人も動物も移動（往来）可能となる。	・エコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態（幅員、緑道等）の調整。 ・公園整備に伴う設計予算の確保	・エコブリッジ完成 ・小塚山公園拡充地の整備
国府台緑地整備事業 自然的景観に優れた国府台緑地の既存の樹林地を保全・活用する。	多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、市民の環境活動や学習などの拠点となる。	事業地内の整備（窪地埋立、管理柵設置等）を実施した。	・事業区域内の用地の取得 ・施設整備工事の完成

リーディング

リーディング

リーディング

③特色ある都市公園の整備

- ・自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園づくりを推進するため、専門家を交えた地域住民によるワークショップ方式等を活用した公園づくりを推進します。
- ・都市公園の新規整備やリニューアルの際に市川市の特色であるクロマツの植樹について生育に適した環境の検討を踏まえたうえで推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
国分川調節池上部活用事業 千葉県が整備した国分川調節池の平常時の公園整備を行う。公園整備や管理・運営にあたって、ワークショップ「国分川調節池を育む会」を開催し、市民や専門家の意見を聞きながら検討を行う。	市民意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。	国分川調節池緑地の中池まで整備が終了。国分川調節池を育む会では、下池の設計、維持管理、ボランティア活動等について広く意見を伺った。	平成 30 年春に国分川調節池緑地の全区域を供用開始予定。
菅野駅周辺蓋掛上部公園整備事業 外環道路が整備される菅野駅周辺において、外環道路が通る掘割部の上部の一部を公園として整備する。公園には、地元の小学生が育てたクロマツを植栽していく。	地元の小学生が育てたクロマツを植栽することで、市川市の特色ある景観を創出し、地域から親しまれる公園となる。	整備について、外環道路の関係機関との調整を行っている。	関係機関との調整を終え、公園整備工事に着手する。
国府台緑地整備事業 自然的景観に優れた国府台緑地の既存の樹林地を保全・活用する。	多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、市民の環境活動や学習などの拠点となる。	事業地内の整備(窪地埋立、管理柵設置、園路整備)を実施した。	・事業区域内の用地の取得 ・施設整備工事の完成
小塚山公園整備拡充事業 小塚山公園を拡充することで、堀之内貝塚公園と連携強化を図る。整備においては、地域住民を中心としたワークショップを開催し、市民の意見を聞きながら検討を行う。	市民意見が反映された公園が整備されることにより、市民に愛着が持たれる公園となり、公園利用の促進が図られる。	・エコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態(幅員、緑道等)の調整。 ・公園整備に伴う設計予算の確保	・ワークショップ開催 ・エコブリッジ完成 ・小塚山公園拡充地の整備

リーディング

リーディング

リーディング

④安全・安心の公園整備

- ・公園内における犯罪の防止を図るため、見通しを確保するとともに照明等の付帯施設を充実します。また、公共施設と一体となった公園づくりを進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
公園灯改修工事 公園内の照明等の整備を行う。	公園の安心・安全が確保され、市民の公園利用の促進が図られる。	公園灯の整備を順次進めている。	引き続き必要な整備を進める。

⑤ユニバーサルデザインの公園整備

- ・公園内の園路、トイレ、水飲み場等の施設を全ての人が気持ち良く利用でき、人々の憩いの場となる公園整備を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
<p>公園バリアフリー工事</p> <p>全ての公園を対象に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)に基づいた施設のバリアフリー化を行う。</p>	<p>高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入口段差解消 35公園 ・車椅子対応水飲み器設置 22公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・入口段差解消 40公園 ・車椅子対応水飲み器設置 27公園

基本方針 3

公共施設の緑を増やします

1) 公共公益施設の緑を増やす

①公共施設の緑化推進

- ・ 児童遊園、住民サービス施設等の公共施設の緑化を推進します。
- ・ 児童遊園は、状況に応じて拡張整備を行い都市公園として位置づけていくほか、新規の整備を推進します。
- ・ 市役所、公民館等人々が多く集まる公共施設の敷地については、緑化率を向上します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
ガーデニングシティ・いちかわ 主要な道路等に花壇や低木の整備を行い、街全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しい街づくりを目指す。	市が積極的に緑化推進することにより、市民の緑化に対する啓発につながる。	人々が多く集まる場所として、「ガーデニング・シティ・いちかわ」の一環として、7箇所の駅前において、植栽帯や花壇の新設・増設等を行った。	人々が多く集まる主要道路等について、適宜、植栽帯や花壇の新設・増設を行う。
都市公園の整備 新規の都市公園整備を行う。児童遊園地は地権者の意向を確認の上、都市公園として位置付けていく。	児童遊園地を都市公園として位置付けていくことにより、より恒久的な緑の確保とすることにつながる。	2箇所の児童遊園地（大野 4 丁目公園（H23）、稲越公園（H26））を都市公園として位置付けた。	児童遊園地については、児童遊園地の地権者との協議等に併せ、適宜、都市公園として位置付けていく。

②モデル緑化の推進

- ・ 建築物の屋上・壁面緑化等の新しい技術による緑化手法を採用したり、パーゴラ、植え込み等少ないスペースを有効に利用した、民有地緑化のモデルとなるような緑化を推進します。
- ・ 公共施設の生垣化、中高木の植栽、屋上壁面緑化・道路緑化の視点から、地域にふさわしい植栽、維持管理の方針となる「（仮称）公共施設緑化推進方針」を策定します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
公共施設緑化 民有地のモデルとなるよう、公共施設の緑化を推進する。	市が積極的に緑化推進することにより、市民の緑化に対する啓発につながる。	本庁舎駐車場の緑化、大柏出張所の駐車場及び広場の緑化を行った。	各公共施設の状況を踏まえながら、「公共施設緑化推進方針」の策定を検討していく。

③大規模施設の緑の拠点づくり

- ・江戸川第一終末処理場等、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部や周辺の緑化を推進します。
- ・シンボリックな緑化、水辺環境に配慮した緑の拠点を創出します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
国分川調節池上部活用事業 千葉県が整備した国分川調節池の平常時の公園整備にあたって、緑地内に植樹や芝生広場等を整備し、緑化を推進する。	緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる。	国分川調節池緑地の中池まで整備が終了。	平成 30 年春に国分川調節池緑地の全区域が供用開始となる。

リーディング

④水循環に配慮した施設整備の推進

- ・水マスタープランに基づき、良好な水循環の保全・形成を進めるため道路、公共施設等の公共空間では、透水性舗装や敷地内緑化を行います。また、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
浸透施設設置の促進 ・市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（H17.7.1 施行、通称市民あま水条例）による新築・増築への浸透施設設置の推進 ・助成金制度による既存建築物への浸透施設設置の促進（H10 年度～）	市民あま水条例にて建築確認申請時に排水計画の届出を義務付けることにより、浸透施設設置の指導を徹底することができる。	・市民あま水条例 浸透樹 12,541 基 浸透トレンチ 799m ・助成金制度 浸透樹 254 基 浸透トレンチ 116m	浸透施設設置を推進する。

⑤生息環境に配慮した緑化の推進

- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、公共施設に野鳥や昆虫等の生息環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を整備して、生物多様性ネットワークの一翼を担います。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
街路樹整備事業 市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。	緑の連続性が確保されるとともに、潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	毎年度、主要道路に街路樹を整備している。（平成 27 年度は 48 本）	引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。

⑥道路緑化の推進

- ・外かん道路のような幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保する等、沿道環境に配慮した植栽を進めます。
- ・緑豊かな空間を形成するため、緑視効果の高い樹種の導入等により、ボリューム感のある緑を創出します。
- ・駅前広場には、シンボルツリーの植樹等を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
<p>・道路改良事業</p> <p>・人にやさしい道づくり重点地区整備事業</p> <p>・道路拡幅整備事業 等</p> <p>歩道の新設や再整備に伴い、植栽帯や街路樹の設置・見直し検討する</p>	<p>市の方針である「美しい景観のまちづくり」を進めることで、魅力ある公共空間が生まれる。</p>	<p>「香取通り」の市道 0205 号、「カルフォルニア通り」の市道 0107 号、「菅野通り」の市道 0124 号等において植栽帯や街路樹の新設及び再整備を実施した。</p>	<p>歩道新設及び再整備の要望に基づき実施する予定（具体的な箇所は未定）</p>
<p>都市計画道路整備事業</p> <p>市内の都市計画道路の整備において、街路樹や植栽帯を併せて整備していく。</p>	<p>潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。</p>	<p>都市計画道路 3・4・18 号整備事業において街路樹や植栽帯の整備を併せて実施した。</p>	<p>平成 28 年度秋開通の都市計画道路 3・4・18 号に引き続き、新規路線についても、植樹等を整備する予定。</p>
<p>街路樹整備事業</p> <p>市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。</p>	<p>潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。</p>	<p>毎年度、主要道路に街路樹を整備している。（平成 27 年度は 48 本）</p>	<p>引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。</p>
<p>ガーデニング・シティ いちかわ</p> <p>主要な道路等に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行う。</p>	<p>花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進される。</p>	<p>駅前広場（妙典駅、行徳駅、南行徳駅、市川駅、本八幡駅、京成八幡駅）に花壇や植栽を整備した。</p>	<p>主要な道路等に植栽等を順次設置していくとともに、適切な維持管理を行い、緑化を推進する。</p>

リーディング

2) 緑の学校づくりを推進する

①学校の緑化の推進

- ・小中学校を地域の緑の核とし、屋上や壁面の緑化、校庭の緑化、生垣や花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。
- ・緑化に当たっては、子どもたちの思い出となり、また大木となるシンボル樹の植栽を推進します。
- ・休日や夏休み等については、学校教育との調整を図りながら緑にふれられる場として地域への校庭の開放を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
学校の緑化の推進 学校の校庭や屋上等の緑化を推進する。	校庭及び屋上の芝生化を行うことで児童生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果、環境保全効果、断熱効果、地域の景観向上、憩いの場の提供、ヒートアイランド化の抑制に役立てるとともに、校庭の芝生に親しみ、学習していくことで、心豊かな児童・生徒に育つことにつながる。	【校庭緑化】 南新浜小学校 1,380 m ² 新浜幼稚園 30 m ² 南行徳幼稚園 40 m ² 大洲幼稚園 13 m ² 【屋上緑化】 稲荷木小学校 273 m ² 富美浜小学校 273 m ² 第七中学校 960 m ² 南行徳小学校 128 m ² 【壁面緑化】 南新浜小学校 100 m ² 富美浜小学校 100 m ² 【ベランダ庭園】 第四中学校 32 m ²	つる植物による壁面緑化を行う。

②環境学習等の推進

- ・小中学校の敷地内にトンボ池等身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察を通して自然の大切さを学べる場の形成を推進します。
- ・子どもたちが、学校の花壇づくりや地域の農家の方々の協力のもと野菜づくりをしたり、収穫をしたりする農業体験、樹林地での自然体験活動等の環境学習を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
環境学習等の推進 ・クールアースデーを契機として児童生徒に環境の大切さを訴えかけ、環境保全のための行動を促す。 ・各校で、実態や計画に応じて、様々な環境保全活動や環境学習に取り組む。	・委員会活動等で、節電、節水、リサイクル活動が盛んに行われており、環境保全活動が定着している。 ・校内の緑化推進、学校園での栽培活動、グリーンカーテンの設置等に取り組む学校も見られる。	・市内全ての学校で、クールアースデーについて周知し、環境保全活動に取り組むことができた。 ・学校の実態や計画に応じて、様々な環境保全活動や環境学習が行われている。	・環境保全に対する意識を保ち、各校の実態や計画に応じた環境保全活動や環境学習を継続する。

基本方針 4

民有地の緑を増やします

1) 緑あふれるまちづくりの推進

①住宅地の緑化の推進

- ・戸建住宅の新築や改築時に対する緑化指導を進めます。
- ・公共性がある駐車場の設置にあたっては生垣等による緑化を指導・支援します。
- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、住宅地の庭やベランダに野鳥や昆虫の生息環境の一部を担う樹木や小池、水鉢を配置する等のエコアップを推進します。
- ・沿道の民有地では、潤いのある景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化の助成制度を拡充します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
風致地区内の緑化指導 風致地区での戸建住宅の新築・改築については、緑化するよう指導する。	市民が身近に感じる緑量が増えることにより、地域の良好な生活環境の保全に寄与する。 また、身近な生き物等に対する市民の関心が高まり、エコアップの推進につながる。	平成 27 年度における風致地区緑化義務件数 48 件	適切な緑化指導を行う。
駐車場緑化助成事業 ・駐車場の緑化に対する費用の一部を助成【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】 ・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。	都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和及び良好な環境の創出を図る	平成 25 年度より助成開始。累計 8 件、179.0 ㎡ 平成 25 年度 2 件 27.1 ㎡ 平成 26 年度 4 件 95.8 ㎡ 平成 27 年度 2 件 56.1 ㎡	助成事業の PR を行い、これまで以上の緑化を推進する。
生垣助成事業 ・敷地接道部に対する生垣整備費用の一部助成【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】。 ・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。	・身近な緑量が増えて、緑あふれる街並景観が向上する。 ・ブロック塀の減少による防災や延焼の防止の効果が期待される。	件数 397 件 整備延長 6,140m (平成元年からの累計)	10 件/年の生垣設置を推進する。
美しいまち並み協定 協定締結者に対し、花苗と樹木を提供する。	市民同士が協定を締結し、自宅前や庭先、通り沿いを花や樹木で彩ることで、まち並み景観が美しくつながる。	14 協定 51 軒	助成事業の PR を行い、これまで以上の協定締結を推進する。

②オープンガーデンの推進

- ・花や緑で飾られた市街地の庭は、市街地における街並み緑化にふさわしい役割を担うことから、オープンガーデンを推進し、人と人との交流や自然とのふれあいの場を創出します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
ガーデニング・シティ いちかわの推進 丹精こめた庭を広く公開いただく「まちなかガーデニングフェスタ」を実施・開催する。	・日頃の活動成果を発表する場と地域交流の機会を創出する。 ・市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。	「まちなかガーデニングフェスタ」参加者数 平成 27 年春：53 件 平成 27 年秋：42 件	「まちなかガーデニングフェスタ」参加者の増加により、「市川」の魅力在市内外に広く発信する。

リーディング

③屋上や壁面への緑化の推進

- ・建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化は、市街地のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから支援します。
- ・高層建築物には、周辺環境に配慮し、緑化施設整備計画認定制度による屋上等の緑化を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
屋上等緑化助成事業 ・商業地域等、地上部に緑化施設を設けられない場所や、事業所等の広い屋上を有する施設を中心に、屋上等の緑化を広め、都市環境の改善に寄与させる【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】。 ・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。	建物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより、都市の緑化を推進し、快適な環境を創出すると共に、ヒートアイランド減少の緩和、省エネルギー効果、及び生物の生息環境の創出が期待できる。	件数 37件 面積 1,437㎡ (平成13年度からの累計)	助成事業をPRし、緑化面積の増加を目指す。

④総合設計制度や地区計画等による緑化の推進

- ・市街地緑化の充実をめざして、総合設計制度や地区計画制度を活用して、幹線道路沿いや駅前地区等に公開空地や沿道の緑の確保を進めます。
- ・オープンスペースの創出に努めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
地区計画制度の活用 関係権利者の合意により地区計画を定めることにより、沿道における緑地などのオープンスペースの確保や、地区施設としての緑地・広場の確保が可能となる。	緑地などのオープンスペースが創出され、良好な都市環境や、緑豊かなまち並み景観が形成される。	16 地区において地区計画を定めた。 地区計画の内容に即して建築物の壁面等の位置を制限している。	地区計画制度に基づき、オープンスペースの確保を推進する。

⑤緑地協定の推進

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業では市民・事業者による緑地協定制度の適用を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
緑地協定の推進 都市緑地法に基づき、土地所有者がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し市が認可する。	市民等が協力して地域の緑地の保全及び緑化を進めることとなり、良好な環境が確保される。 また、法律に基づき市が認可するため、長い期間にわたりその緑を保つことができる。	緑地協定 10箇所 (5.82ha)	左記を維持するとともに、新たな協定の推進を図る。

⑥商業・業務地の緑化の推進

- ・市川駅、本八幡駅、行徳駅の周辺等、商業・業務地においても緑化の推進に努めます。
まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、屋上や壁面への緑化、花鉢、ハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を指導・支援します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
市川市花と緑のまちづくり財団への支援 屋上や壁面などの緑化助成、花鉢やハンギングバスケットなどのガーデニング講座を行っている（実施は財団、市は補助金を交付）。	緑化助成は緑を増やすことにつながり、講座は緑に対する意識の向上につながる。どちらも緑の少ない市街地では緑の確保に効果的である。	・花と緑の講座 毎年 10 講座実施 ・緑化助成事業 生垣、屋上、駐車場の緑化について助成	助成事業や講座を PR し、緑化面積の増加を目指す。
ガーデニング・シティ いちかわ 主要な道路等に花壇の整備や草花・花木の植栽等を行う。	花と緑豊かな魅力ある空間を創設することによって、街全体が潤いと安らぎあふれた快適で魅力ある美しい街づくりが推進される。	駅前広場（妙典駅、行徳駅、南行徳駅、市川駅、本八幡駅、京成八幡駅）に花壇や植栽を整備した。	主要な道路等に植栽等を順次設置していくとともに、適切な維持管理を行い、緑化を推進する。

リーディング

リーディング

⑦工場等の緑化の推進

- ・「工場等の緑化に関する要綱」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすための協力を要請、指導します。
- ・工場等の敷地内に植栽や池の造成等、野鳥や昆虫等の小動物が生息するビオトープづくりを支援します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
工場等の緑化の推進 市川市環境保全条例に基づき、敷地面積 500 ㎡以上の工場・事業場に対し、緑化基準に応じた緑化を指導する。 （緑化基準：工場については用途地域により 10%～20%以上、事業場については用途地域に関係なく一律 10%以上） ※平成 19 年 7 月から条例に基づき指導しています。	地域の良好な生活環境の保全に寄与する。	緑化面積：929,856 ㎡ （697 事業所） 敷地面積：6,906,457 ㎡ 緑化率：13.5%	適宜、緑化指導を行う。

基本方針 5

水と緑のネットワークを形成します

1) 機能別のネットワークを形成する

①ビオトープネットワークの形成

- ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能な生物多様性ネットワークの形成を進めます。
- ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード等の手法を導入し、生息環境の分断を防止します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
小塚山公園整備拡充事業 小塚山公園を拡充することで堀之内貝塚公園と連携強化を図る。	外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、人も動物も移動(往来)可能となる。	・エコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態(幅員、緑道等)の調整。 ・公園整備に伴う設計予算の確保	・エコブリッジ完成 ・小塚山公園拡充地の整備
街路樹整備事業 市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。	緑の連続性が確保されるほか、潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	毎年度、主要道路に街路樹を整備している。(平成 27 年度は 48 本)	引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。

リーディング

②防災ネットワークの形成

- ・避難地としての役割を担う公園、緑地や江戸川河川敷を街路樹のある道路や緑道で結び、防災ネットワークの形成を進めます。
- ・避難路として役割を担う都市計画道路等では、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯として機能を有する緑化を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
生垣助成制度 ・敷地接道部に対する生垣整備費用の一部助成【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】。 ・事業を実施する財団に対して補助金を交付する。	・身近な緑量が増えて、緑あふれる街並景観の向上 ・ブロック塀の減少による防災や、延焼の防止効果	・件数 397 件 ・整備延長 6,140 m (平成元年からの累計)	10 件/年の生垣設置を推進する。
街路樹整備事業 市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。	潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	毎年度、主要道路に街路樹を整備している。(平成 27 年度は 48 本)	引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。

③レクリエーションネットワークの形成

- ・公園、緑地を結ぶ河川、道路沿いには、休憩施設を配置して、周辺の景観や史跡等、地域の特色を楽しむことができるレクリエーションネットワークを形成します。
- ・江戸川の河川敷は、重要な郷土景観及び市民が水辺の自然とふれあうレクリエーション活動ができる場として、水辺の自然を活かした整備を進めます。
- ・旧江戸川は、沿川地域のレクリエーションの軸として、緩傾斜護岸と一体となった緑道の整備を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
江戸川活用総合計画の推進 江戸川活用総合計画に基づき、江戸川をより利用しやすくするため、休憩施設や坂路等の施設整備を推進する。	広大な河川空間を生かした「市民が利用しやすい環境整備」について河川管理者と協議・要望し、レクリエーション活動ができる場の利便性の向上を図る。	【平成27年度実績】 ・高潮堤防工事にあわせた坂路等の整備や周辺施設の機能確保のための要望活動を行った。 ・事業の評価と市民ニーズの把握のため、eモニターアンケートを実施した。	・高潮堤防工事、橋の架け替えなどにより利便性が低下しないよう、利用者の動線確保等を要望する。 ・新たな賑わい空間の創出に向け、江戸川河川事務所や周辺自治会と協議を行う。

④風の道づくりの推進

- ・ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進めます。
- ・江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
国分川調節池上部活用事業 千葉県が整備した国分川調節池の平常時の公園整備にあたって、緑地内に植樹や芝生広場等を整備し、緑化を推進する。	夏場に東京湾からの海風が、真間川から国分川を経て調節池にかけての風の通り道を形成し、国分川調節池緑地の緑豊かな環境との相乗効果により、ヒートアイランド現象を緩和する。	国分川調節池緑地の中池まで整備が終了。	平成30年春に国分川調節池緑地の全域を供用開始する。
街路樹整備事業 市内の主要道路等において、街路樹の植栽及び植替えを行っていく。	潤いや安らぎ、美しい景観の創出、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善に寄与する。	毎年度、主要道路に街路樹を整備している。(平成27年度は48本)	引き続き、主要道路に街路樹を整備していく。

リーディング

⑤桜ネットワーク整備構想の推進

- ・桜並木および桜公園等のネットワーク化を推進します。特に、江戸川沿いに点在する既存の桜を連続させるため、堤防天端部を拡げて植栽し、里親制度で管理していく江戸川桜並木整備事業を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
桜並木整備事業 江戸川沿いでの植樹可能な場所について、国と調整を行う。	良好な水辺空間の創出と思い出に残る郷土景観の形成につながる。	国分川調節池周辺や広尾防災公園など、平成27年度末までに6箇所196本を植樹した。	平成28年度には市川3丁目の高規格堤防(スーパー堤防)に桜を9本植えるなど、適地が見つければ順次植樹を行う。

⑥大規模な公園緑地等のネットワークの形成

- ・大規模な公園緑地等のネットワーク化をめざし、北西部では「水と緑の回廊」、南部では「緑の遊歩道」「緑のふれあいネットワーク」の形成を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
水と緑の回廊計画事業 市内北部に残されている公園、緑地等を結ぶ散策ルートを設定し、散策マップを作成・配布する。	市内外の方々に市川市の貴重な緑を再認識していただく。	北西部水と緑の回廊、北東部水と緑の回廊(大野～大町ルート、大柏・こごとルート)、南部「行徳ふれあい周回路」とともに策定済み。	各回廊ルート設定が終了
国府台緑地整備事業 自然的景観に優れた国府台緑地の既存の樹林地を保全・活用する。	多様な生物の生育・生息地が確保されるとともに、市民の環境活動や学習などの拠点となる。	・事業地内の整備(窪地埋立、管理柵設置、園路整備)を実施	・事業区域内の用地の取得 ・施設整備工事の完成
小塚山公園整備拡充事業 小塚山公園を拡充することで堀之内貝塚公園と連携強化を図る。	外環道路と国道で分断されている小塚山公園と公園拡充予定地を結ぶエコブリッジを整備することにより、人も動物も移動(往来)可能となる。	・エコブリッジ事業者である国土交通省首都国道事務所とのエコブリッジの形態(幅員、緑道等)の調整。 ・公園整備に伴う設計予算の確保	・エコブリッジ完成 ・小塚山公園拡充地の整備

リーディング

リーディング

基本方針6

緑のパートナーシップを推進します

1) 緑と花に対する関心を高める

①啓発活動の推進

- ・緑と花のリーフレット、パンフレット、各種ポスター等、出版物を発行して啓発活動を推進します。
- ・屋上・壁面緑化等新しい緑化手法の紹介や緑地の維持管理に関する情報、緑地の管理ボランティアの募集等、「広報いちかわ」やホームページを通じて広く啓発します。
- ・自治会活動への参加や様々な企業イベントとタイアップして、緑に関するピーアール活動を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
ガーデニング・シティいちかわの推進 ・「ガーデニング・シティ いちかわ サポーター」に対し、情報誌を送付する等、日々の園芸や各事業への参加を促し、美しいまち並みの実現を目指す。 ・「ガーデニングボランティア」の運営及びホームページ等を利用した登録者募集により、市民の活動機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識を高める。	市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。	・「ガーデニング・シティ いちかわ サポーター」登録者数 750件（平成27年度末現在） ・「ガーデニングボランティア」登録者数 191件（平成27年度末現在）	各事業への登録者・参加者の増加により、美しいまち並みの実現を目指す。

リーディング

②緑と花のイベントの開催

- ・緑化フェアや花めぐりツアー等、緑と花のイベントを充実します。
- ・市民、事業者と幅広いパートナーシップを推進するために緑と花に関するコンクール、展覧会等を開催します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
桜まつり、バラフェスタの開催 桜まつり（市主催）、バラフェスタ（財団主催）を開催する。	市の花「バラ」やソメイヨシノなど、彩り豊かな里見公園の魅力を発信することができる。	毎年、イベントを開催している。	来園者が増えるよう、イベントを充実させる。
ガーデニング・シティいちかわの推進 ・「ガーデニングコンテスト」の実施・開催により、日頃の活動成果を発表する機会を創出するとともに、作品を見る人に対しガーデニングに取り組みきっかけを提供する。 ・「協働花づくり」の実施・開催により、育てた花を近所へのプレゼントや公共の場の彩り創出に活用いただくことで、美しいまち並みの実現と地域の交流づくりを図る。	市民の主体的な活動により、活力のある美しいまち「市川」としての魅力に繋がる。	・「ガーデニングコンテスト」参加者数 写真42件（平成27年度実績） 寄せ植え16件（8件×2回開催 平成27年度実績） ・「協働花づくり」参加者数 （平成27年春）94人 （平成27年秋）77人	各事業への登録者・参加者の増加により、美しいまち並みの実現を目指す。

リーディング

③緑と花の講習会の充実

- ・市の木「クロマツ」、市の花「バラ」等の庭木や園芸種の講習会を開催するとともに緑と花に関する相談室を充実します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
花と緑の講習会の開催 花に関する講座の実施【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】 園芸相談【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】	中高年の生きがいがづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進	【平成 27 年度開催講座】 緑を守るボランティア講座 (7 回)、市川の緑地を知る講座 (5 回)、バラ年間育成講座 (9 回)、素敵なガーデニング講座 (7 回)、ナチュラルガーデン講座 (8 回)、やさしい園芸基礎講座 (6 回)、自分でできる庭木の手入れ講座 (5 回) ハンギングバスケットづくり講座 (3 回)、楽しい寄せ植え講座 (3 回)、親子で木工工作体験講座 (3 回)	左記講座を引き続き開催するとともに、時代ニーズや参加者の反応等を見ながら講座の内容を変更する。

2) 緑と花の組織 (人) をつくる

①緑の調査専門委員の活用

- ・市民や学識経験者の中から、緑の調査専門委員を委嘱し、緑の保全に関する市への意見、提言を始め公園のあり方等について意見や提言を求めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
緑地保全計画事業 学識経験者等を市川市緑の調査専門委員に委嘱し、専門的見地からの意見を取り入れる。	外部の意見を取り入れることで、より広く深い視点で施策の展開が可能となる。	各種計画、ワークショップ、緑地の寄附に関する意見等、様々な施策に対して意見を聴取している。	引き続き専門的な見地からの意見を求める。

②緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

- ・ 緑と花にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会等を設けます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
緑のボランティア団体活動支援事業 市内の市有緑地・公園や民有の樹林地などで緑地保全活動を行うボランティア団体（平成 27 年度末時点、全 10 団体）の活動を支援し、緑地保全の推進を図る事業。	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団との協働で各団体の支援を行うことで、市民の自然環境保全・緑地保全活動への自発的な参加を促す。	団体間の連絡会（いちかわ森の交流会）へ毎回担当者が参加し、各団体との調整や市政への協力を依頼している。また、全 10 団体の活動現場の視察を終えている。	引き続き支援業務を行うとともに、生物多様性や緑地保全に関する団体と本市事業との連携を促進する。
自然環境団体連携・交流促進事業（仮） 平成 28 年度からの事業開始を目指す新規事業。環境団体における自然環境分野の活動について市と情報共有を図るとともに、団体活動への支援を行う。	自然環境団体間の情報共有化と意見交換の場の提供を行うことにより、団体活動の活性化や活動内容の更なる向上から自然環境や緑地保全活動の促進へとつなげる。	企画内容・平成 28 年度スケジュールを課内で検討・作成。実施体制へ移行する。	各団体の活動内容のデータベース化。団体間のつながりの確保と市との連携の強化。
ガーデニングシティ・いちかわの推進 ガーデニングシティいちかわサポーターに登録したサポーター同士の情報交換の場として、交流会を開催するとともに、サポーター通信を発行している。	共有された情報を基に、各サポーターが積極的にガーデニングを行い、美しい景観作りに繋がる。	平成 27 年度は 3 回の交流会を開催している。 また、サポーター通信は平成 24 年度から平成 27 年度末までに 24 回発行している。	引き続きサポーター同士の交流、情報交換の場を設け、ガーデニングを推進する。

リーディング

③緑地の管理ボランティアの育成

- ・ 講習会やイベント等の周知活動を充実し緑地の保全や緑化活動に自主的に参加する緑地の管理ボランティアを育成します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
緑のボランティア団体活動支援事業 市内の市有緑地・公園や民有の樹林地などで緑地保全活動を行うボランティア団体（平成 27 年度末時点、全 10 団体）の活動を支援し、緑地保全の推進を図る事業。	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団との協働で各団体の支援を行うことで、市民の自然環境保全・緑地保全活動への自発的な参加を促す。	団体間の連絡会（いちかわ森の交流会）へ毎回担当者が参加し、各団体との調整や市政への協力を依頼している。また、全 10 団体の活動現場の視察を終えている。	引き続き支援業務を行うとともに、生物多様性や緑地保全に関する団体と本市事業との連携を促進する。

④（仮称）緑の市民大学の設置

- ・市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるよう知識や技術を提供する「（仮称）緑の市民大学」を設立し、生涯学習の一環として展開します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
花と緑の講座の開催 花と緑に関する講座の実施【公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団】	中高年の生きがいをづくり、家庭園芸による身近な緑化の推進	「緑の市民大学」は事業を終了し、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団が開催している「花と緑の講座」に事業を引き継ぎ、市は当該講座に協力している。	引き続き、財団が開催している「花と緑の講座」への協力を行う。

3) 緑と花の活動への支援

①市民参加の公園・緑地づくり

- ・新たな公園の整備及び今ある公園の改修については、市民が主体となって計画策定に参加する等、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。
- ・街区公園等の身近な公園・広場、道路の緑については、市民の創意工夫に基づく維持・管理（里親制度の導入等）を推進します。
- ・市民参加の公園計画や管理については、市が支援していきます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
国分川調節池上部活用事業 千葉県が整備した国分川調節池の平常時の公園整備を行う。公園整備や管理・運営にあたって、ワークショップ「国分川調節池を育む会」を開催し、市民の意見を聞きながら検討を行う。	市民意見を反映した公園が整備され、愛着ある公園として親しまれる。	国分川調節池緑地の中池まで整備が終了。国分川調節池を育む会では、これまで整備済みの範囲の設計や管理・運営及び今後整備する下池の散策・休息ゾーンの設計について意見を伺った。	・平成 30 年春に国分川調節池緑地の全区域を供用開始する。 ・国分川調節池を育む会でのボランティア活動等をサポートする。

リーディング

②緑のリサイクル活動の推進

- ・緑のリサイクル活動として「樹木銀行」を設け、樹木の提供や引き取りを行い、市内にある緑を有効に活用します。
- ・循環型社会を形成していくため、公園等の維持管理で発生した枝葉のリサイクル化（堆肥化等）をさらに進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
樹木銀行の運営 樹木が不要になった人から樹木を引取り、樹木が欲しい人には樹木を無料で交付する樹木銀行制度を設けている。（樹木の引取りについては平成 25 年度末終了したが、交付は現在も受け付けている。）	昭和 51 年に樹木銀行の制度が始まってからこれまでに、2637 本（853 件）の樹木交付があり、緑のリサイクル活動が推進された。	平成 27 年度末現在で北国分の苗圃には約 1400 本の樹木があり、実績としては年間約 20 本程度を交付している。	引き続き樹木の交付のみ実施する。

③市川市花と緑のまちづくり財団の協力・支援

- ・市民・事業者・市の協力体制を確立し、本計画の施策を推進するために、市民活動を支援する窓口となる花と緑のまちづくり財団の支援、拡充を図り、まちの緑づくりのための活動を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
花と緑の活動への支援 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団が行う事業に補助金を交付する。また、連絡窓口となる。	緑溢れる街づくりのため、緑化推進を行い、また、市民に対して緑と花に関する啓発やアドバイスをすることで、緑と花に関心を持って自発的に緑化活動に取り組む市民の育成を図る。	生垣（平成元年～） 397 件（6,140m） 屋上緑化（平成 13 年～） 37 件（1,437 m ² ） 駐車場 8 件（179 m ² ）	引続き同額程度の支援を継続する。

リーディング

④緑のトラスト運動の支援

- ・緑のトラスト運動の支援を推進するため、基金の創設、冊子、マスコットキャラクター等の販売、年会費の会員制を導入することによる寄付金の募集等を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
(事業検討中) 現時点での事業なし	検討中	未実施	事業検討中のため、目標未設定

⑤公園ボランティアへの支援

- ・公園、緑地の清掃や花壇の花植え、管理等のボランティア活動を支援します。
- ・公園内の一部に収益の上がる有料施設を設置し、市民団体やNPOの協力を得ながら管理運営を行い、その収益を緑の維持管理に利用する等、新たな維持管理手法や体制づくりを進めます。
- ・事業者公園、緑地の管理の一部をサポートしていただき、支援内容に応じて「企業ピアーアール」ができる方策を推進します。

事業の名称・概要	事業の効果	平成 27 年度末現在の状況	平成 32 年度目標
いちかわガーデニングクラブ 公園でガーデニングを行う団体に年に3回花苗を提供している（財団が実施、市は補助金を交付）。	彩り豊かな公園につながっている。また、活動者の生きがいにもなっている。	57の公園で活動中	引き続き活動を継続してもらう。
市民参加による公園等の管理作業 市民団体と協定を締結し、同団体が公園等の管理作業（清掃、草刈）を行う。	身近な公園に対する愛着心が醸成され、地域コミュニティ活動の推進と地域的美観が向上される。	・協定締結団体数 106 団体 ・公園等の箇所 148 箇所	現状を維持する。

⑥「樹木1本、生垣1m運動」の支援

- ・市民一人ひとりが樹木や草花を植えて育てていくため、一人あたり「樹木1本、生垣1m運動」を進めます。

事業の名称・概要	事業の効果	平成27年度末現在の状況	平成32年度目標
(事業検討中) 現時点での事業なし	検討中	未実施	事業検討中のため、 目標未設定